

地域密着型特別養護老人ホーム 南陽の丘 料金表

(30日あたりの料金)

R1年10月1日現在

要介護度	基本単位	看護体制 加算Ⅰ	看護体制 加算Ⅱ	日常生活継続 支援加算Ⅱ	夜勤職員 配置加算	処遇改善 加算Ⅰ	特定処遇 改善加算Ⅰ	段階	食費	居住費	食費+居住費	利用料 (1割負担)	利用料 (2割負担)	利用料 (3割負担)
要介護1	646	12	23	46	46	8.3%	2.7%	第1段階	300	820	33,600	59,701	85,802	111,903
								第2段階	390	820	36,300	62,401	88,502	114,603
								第3段階	650	1,310	58,800	84,901	111,002	137,103
								第4段階	1,380	1,970	100,500	126,601	152,702	178,803
要介護2	714	12	23	46	46	8.3%	2.7%	第1段階	300	820	33,600	61,997	90,394	118,791
								第2段階	390	820	36,300	64,697	93,094	121,491
								第3段階	650	1,310	58,800	87,197	115,594	143,991
								第4段階	1,380	1,970	100,500	128,897	157,294	185,691
要介護3	787	12	23	46	46	8.3%	2.7%	第1段階	300	820	33,600	64,462	95,324	126,186
								第2段階	390	820	36,300	67,162	98,024	128,886
								第3段階	650	1,310	58,800	89,662	120,524	151,386
								第4段階	1,380	1,970	100,500	131,362	162,224	193,086
要介護4	857	12	23	46	46	8.3%	2.7%	第1段階	300	820	33,600	66,017	98,435	130,853
								第2段階	390	820	36,300	68,717	101,135	133,553
								第3段階	650	1,310	58,800	91,217	123,635	156,053
								第4段階	1,380	1,970	100,500	132,917	165,335	197,753
要介護5	925	12	23	46	46	8.3%	2.7%	第1段階	300	820	33,600	69,122	104,644	140,166
								第2段階	390	820	36,300	71,822	107,344	142,866
								第3段階	650	1,310	58,800	94,322	129,844	165,366
								第4段階	1,380	1,970	100,500	136,022	171,544	207,066

※原爆手帳をお持ちの方は、介護費はかかりません。食費及び居住費のみのお支払となります。

※初期加算新規入居日もしくは1ヵ月以上の入院の退院から30日間のみ1日30単位加算されます。

※テレビを持ち込まれる場合は1ヵ月あたり210円お支払いいただきます。

※医療費及び嗜好品等については別途実費負担となります。

<負担限度額認定について>

第1段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税の方で、老齢福祉年金を自給している方。生活保護を受給されている方。
第2段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万以下の方。
第3段階	世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税の方で、上記第2段階以外の方。
第4段階	第1段階～第3段階以外の方

※第1段階～第3段階については上記の要件を満たし、なおかつ預貯金が単身で1,000万円（夫婦で2,000円）以下の方が対象となります。

<高額介護サービス費について>

①生活保護を受給している方は15,000円(個人)超えた分が払い戻し。
②世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金額の合計が80万円以下の方は24,600円(世帯)、15,000円(個人)超えた分が払い戻し。
③世帯全員が市民税非課税の方は24,600円(世帯)超えた分が払い戻し。
④世帯のどなたかが市民税を課税されている方は44,000円(世帯)超えた分が払い戻し。※年間上限額446,400円の設定あり。
⑤現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方は44,000円(世帯)超えた分が払い戻し。